

災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画の策定について

災害時等に、県又は市町村・個人等（以下「市町村等」という。）が所蔵する文書等歴史的に重要な資料（以下「資料」という。）の滅失・破損のおそれがあるときは、公文書館、文化財課、図書館、博物館及び埋蔵文化財センター（以下「県関係機関」という。）と市町村等が連携・協力して適切な措置を講じ、市町村等の資料の救出、整理・保存等（以下「支援」という。）を行うための計画を別添のとおり策定しました。

1 対象とする事態

- (1) 災害（風水害、震災、火災）等が発生し、市町村等から県関係機関へ資料救済の支援要請があった場合又は県関係機関のいずれかが支援の必要があると判断した場合
- (2) 災害等が発生し、県関係機関の資料の滅失・破損が懸念され、県関係機関から市町村へ支援要請があった場合

2 災害時の対策

(1) 災害発生直後

県関係機関は、災害情報を収集し、電子会議室等を利用して情報を共有するとともに、市町村等からの支援要請に対する受入態勢をとり、関係団体（鳥取地域史研究会、山陰史料ネット等）の協力を得て、資料の滅失・破損を防止するよう働きかける。

(2) 市町村等からの支援要請後

被災した市町村等から被害情報を収集し、被災地までの交通が確保され、かつ二次被害の恐れがないと判断された後、県関係機関が被災地へ出かけて被災状況を調査し、電子会議室等で情報共有し、連絡会議によって支援方針を決定する。

県関係機関が被災し県から市町村へ要請したときは、要請を受けた市町村は、県の対応に準じた対応をとることとする。

(3) 支援活動の実施

県関係機関は、支援方針に基づき、連携又は分担して、資料の滅失・破損を防止するための技術的助言・支援や保管場所の確保、応急措置用資器材の提供を行う。

(4) 支援活動終息後の対応

応急措置や緊急避難をした資料の整理・保存は、被災市町村等、県関係機関及び関係団体、専門家、ボランティア等が連携して行うこととする。

資料は、被災地の受入態勢が整った後は市町村等に返却するが、保存できる場所がない場合等は、県関係機関が寄贈・寄託を受け、整理・目録作成、修復等を行う。

3 平時の対応

(1) 支援活動体制の整備

県関係機関の担当職員名簿作成及び年1回以上連絡会議を開催する。

(2) 被災した資料の緊急避難先のリスト整備

毎年度、資料の緊急避難先施設一覧を作成し、情報共有する。

(3) 支援活動の対象となる資料一覧等の整備

支援活動の円滑な実施のため、支援の対象となり得る資料の一覧表を整備する。

(4) 震災被害の軽減措置等及び支援活動物品の整備

被害を最小限に食い止め、救援活動を円滑に開始できるよう、震災被害軽減措置等及び支援活動物品の整備に努める。